

合葬墓 縁

がっそうぼえにし

子供に負担をかけたくない

お墓の後継者がいない

お墓じまい・永代供養を考えている

合葬墓 縁は

墓石を作らず

同じ墓所に

みんなで納骨しているお墓です



創建500年
お念仏のみ教えと共に



浄土真宗本願寺派
善称寺 ぜんしょうじ

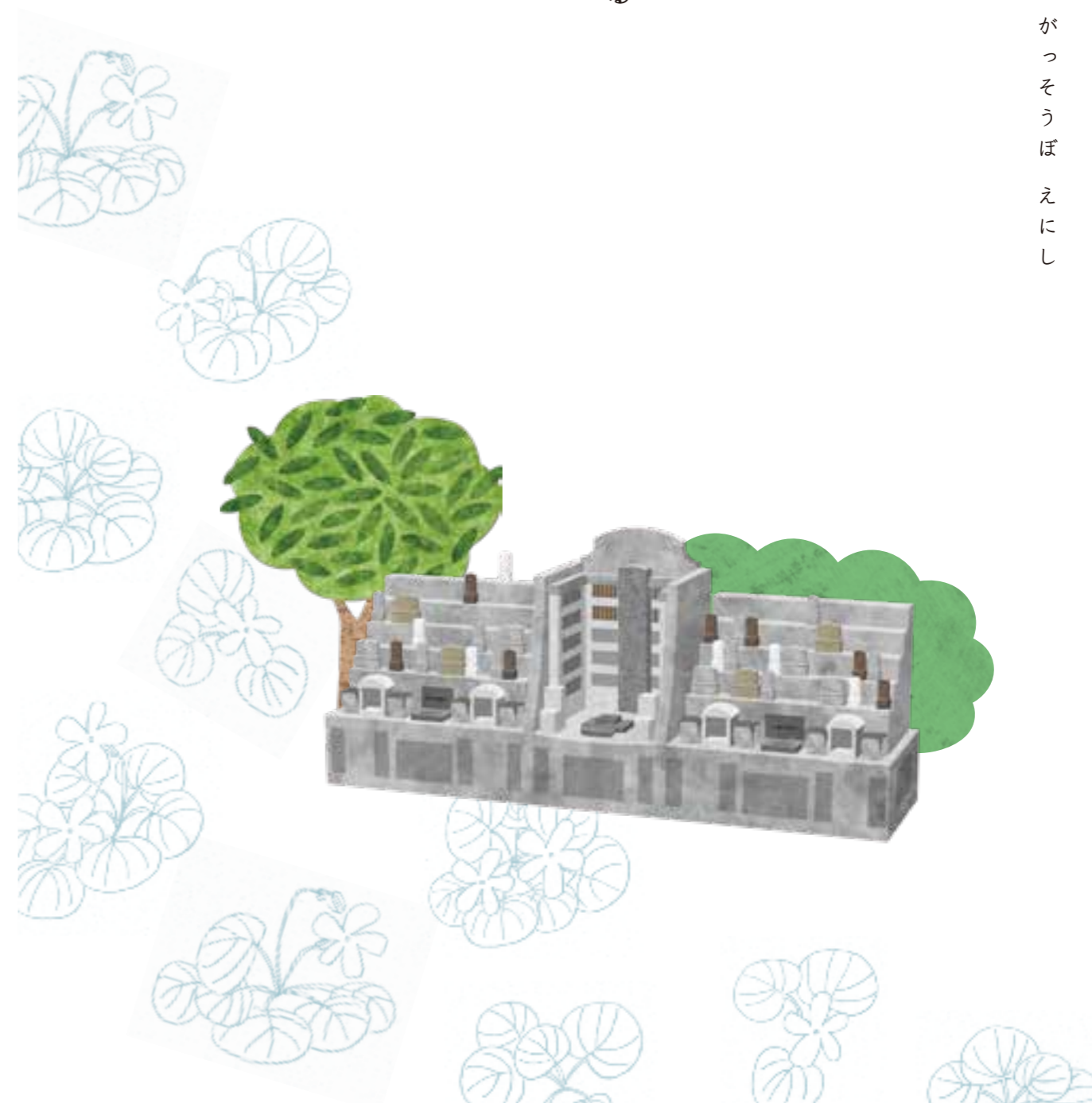
お墓の相談・説明・申込の
ご予約はこちらから→



- ・ 和歌山県和歌山市本町5丁目
32番地
- ・ 073-422-0473
- ・ <http://zensho-ji.com>
- ・ 寺務所対応 9:00~17:00
(12~13時はお昼休みを頂きます)
- ・ 寺務所定休日 火曜日
※墓地は通年お参りして頂けます



お寺の南側(①)に駐車場がございます。満車の際は契約駐車場(②)をご利用ください。1時間分の無料チケットをお渡しします。



墓石を作らずに納骨できる

合葬墓 縁

がっそうば えにし

- ・ 子供に負担をかけたくない
- ・ お墓の後継者がいない
- ・ お墓じまいを考えている
- ・ 永代供養を考えている
- ・ 墓を建てたくない
- ・ 費用を抑えたい
- ・ 無宗教で生きてきた
- ・ お墓は管理がたいへんそう

特徴

- みんなで同じ墓所を共有します
- お骨を土にお還しします（お骨の返還ができません）
- 生前申込をしていただけます
- その後の費用（管理費・年会費等）はございません
- ご希望により銘板（石板のネームプレート）を設置できます
- 年間を通じてお花が供えられています
- 利用しやすい立地です
- それまでの宗教宗派は問いません



ご注意

- 他寺の檀家さまはお申し込みできません
他寺にお墓がある場合は、たとえお付き合いが途絶えていてもお墓の管理者として認識されています。住職さんに相談してみましょう。
- 備え付けのお線香のみご利用ください
- お墓のお供物はお参り後にお持ち帰りください
- 住宅地ですので境内ではお静かにお願いします
- 個人情報扱いのため、お墓の場所をご案内できません

合葬墓 縁

納骨のみ



永代に渡りお骨をお預かりします。33回忌を過ぎた方の納骨や、費用を抑えたい方におすすめです。

お名前の設置（銘板）と法要や読経はありません。ご希望があれば個別に法要いたします。

- ・ お骨を細かくして納骨します。
- ・ 納骨後はお骨の返却ができませんのでご注意ください。

骨壺サイズ	永代使用冥加金 (1人)	四つの法要 お彼岸 / お盆 年忌 / ご命日	お名前の刻銘
3寸以下1個 直径9cm 高さ11cm 以下	3万円 3寸より大きい骨壺や、 骨壺が大小2個ある場 合は5万円	なし	なし

これから火葬される場合はできるかぎり3寸以下の骨壺1個にしてください。
納骨場所確保にご協力をお願いします。

えいたいし しょうようが きん

永代使用冥加金の内容

- 遺骨の粉骨・骨壺の処分
- 合葬墓の維持管理費（光熱費、清掃費、修繕費など）
- 合葬墓使用权（無期限）

※パンフレットに記載されていない費用（管理費など）は、一切不要です。



合葬墓 縁 法要つき

お墓の費用に四つの法要が含まれており、永代に渡り法要が続いていきます。ご希望があればお名前を記した銘板を設置していただけます。

- ・ お骨を細かくして納骨します。
- ・ 納骨後はお骨の返却ができませんのでご注意ください。

骨壺サイズ	永代使用冥加金 (1人)	四つの法要 お彼岸 / お盆 年忌 / ご命日	お名前の刻銘
3寸以下1個 直径9cm 高さ11cm 以下	10万円 3寸より大きい骨壺や、 骨壺が大小2個ある場 合は15万円	あり	希望者のみ刻銘 単名 38,500 円 <small>(税別35,000 円)</small> 連名 41,800 円 <small>(税別38,000 円)</small>

これから火葬される場合はできるかぎり3寸以下の骨壺1個にしてください。
納骨場所確保にご協力をお願いします。

えいたいし ようみょうが きん 永代使用冥加金の内容

- 遺骨の粉骨・骨壺の処分
 - 四つの法要
(お盆・お彼岸・年忌・ご命日)
 - 合葬墓の維持管理費
(光熱費、清掃費、修繕費など)
 - 合葬墓使用权 (無期限)
 - 銘板設置権 (三十三回忌まで)
 - 銘板の白ペイント
 - 銘板の回収費
 - 寺報「善称寺だより」
法要のお知らせ
- ※パンフレットに記載されていない費用 (管理費など) は、一切不要です。



四つの法要 自由参加・お布施不要

お彼岸 (春・秋)	お盆	年忌 (33回忌まで) お名前の読上げあり	ご命日 (祥月命日) お名前の読上げあり
--------------	----	-----------------------------	----------------------------

四つの法要は本堂で行います

- 自由参加**
法要日時は事前に郵送でお知らせします。(ご命日以外)
ご都合が合えばご参加ください。
ご遺族が参加されない場合も法要は予定どおり勤められます。
- 合同法要**
四つの法要は合同でお勤めします。他家のご遺族と同席になります。
- お念珠だけ**
法要当日の費用、お供え等は必要ございません。
お念珠(数珠)をお持ちくだされば幸いです。
- オンライン法要**
当日法要に参加できない方や遠方で足を運べない方などにも、ご自宅などで法要に参加していただけるよう、動画投稿サイト「YouTube」を利用したオンライン法要も同時に行われます。
URLを共有すれば遠方のご親族もご覧頂けます。



個別法要について 「一周忌までは家族だけで」などご希望があれば合同ではなく個別に法要を勤めることもできます。

お名前の刻銘について

設置期間

- ・ 33回忌が来ると寺が回収します
- ・ 33回忌以降も設置したい場合、1年につき1万円で期間を延長することができます
- ・ 第1墓地、第2墓地は最後に亡くなった方の33回忌まで一緒に設置されます

となりに並べたい

- ・ 複数お名前を並べて設置したい場合は、お元気な方も同時にお申し込みいただきます
- ・ お名前は申込順に設置いたします。申込時期が違つととなりに並べることができなかつたり、設置場所がなくなる可能性もあります

1枚に連名で刻みたい

- ・ 1枚の銘板に2人の名前を連名で刻銘することもできます
- ・ 第3墓地は33回忌が来た順に銘板を回収しますので、連名がおすすめです
- ・ 連名の場合、お二人とも法要つきにお申し込みいただきます

生きている人は
赤字で刻銘します

和歌山 太郎	和歌山 花子
単名	単名
和歌山家	和歌山太郎・花子
単名	連名



納骨について

納骨のお立ち合いできません

お申し込み時にお骨をお預かりし、近日中に納骨いたします。
納骨日時が決められていないため、ご遺族にお立ち合いいただくことはできません。

納骨をすぐにしない場合やご生前に申し込まれていた場合は、納骨したいタイミングでお骨を寺にお持ちください。

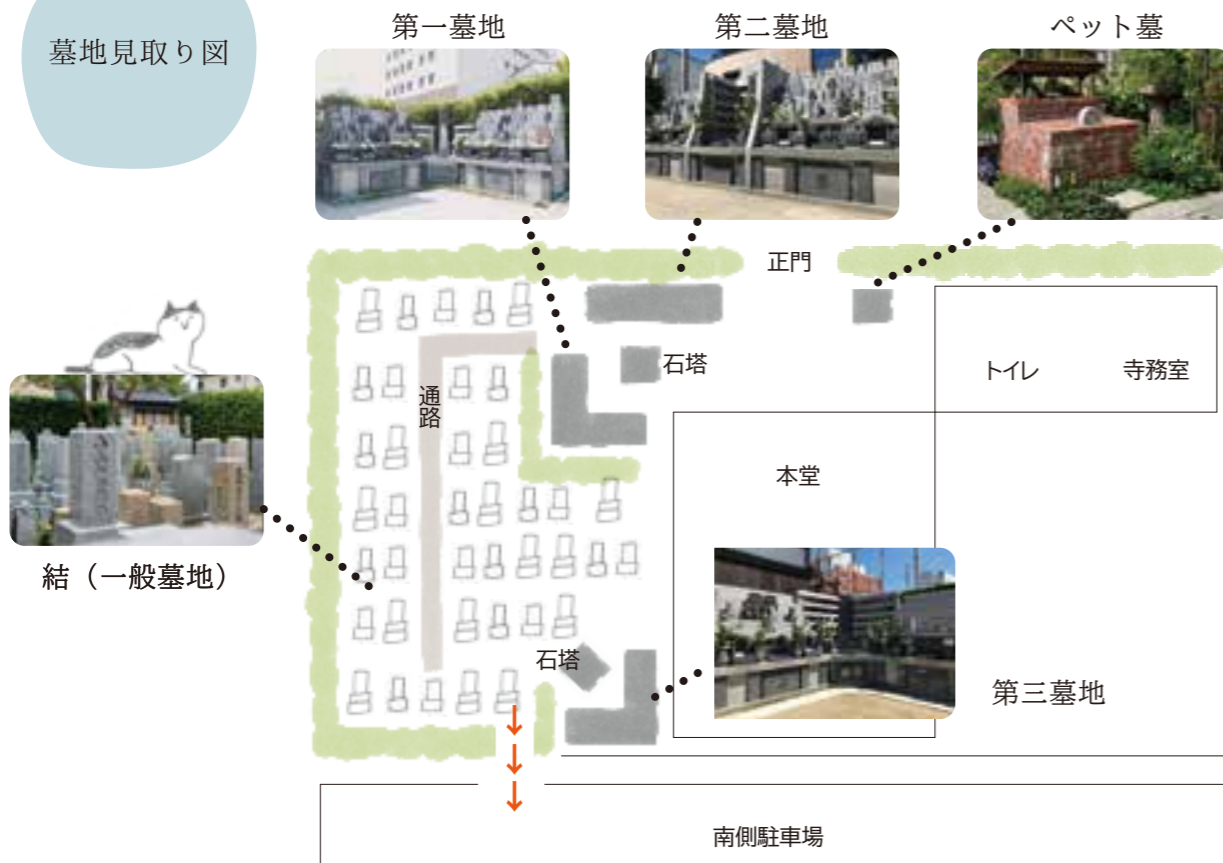
納骨法要

毎月、合同の納骨法要が勤められます。お申し込み時に次回の法要日時をご案内いたします。自由参加で費用はありません。

法要に合わせて納骨する場合

満中陰や一周忌などの法要日に合わせて納骨をしていただく場合は、ご遺族お立ち合いのもと納骨しております。その場合は法要日にお骨をお持ちください。

墓地見取り図



お申し込みから納骨までの流れ



1 ご説明

- ・合葬墓・縁の仕組みや費用などについてご説明いたします。
- ・「うちの場合はどうなるのか？」など特殊なケースもご相談ください。
- ・当日申し込まれなくても結構です。ご家族ご親戚とよくご検討の上ご判断ください。

お申し込みの前に必ずご確認ください

- ・他寺の檀家さまはお申し込みできません
別の寺にお墓がないか、毎回法要を依頼している寺がないかなどよくご確認ください。
- ・お墓の有無や場所を教えることができません
お墓参りに来られる親族や友人には、事前に寺の名称やお墓の場所を正確にお伝えください。
- ・災害時の保証ができません
地震でお墓が倒壊したり津波で流されたりした場合、お骨が安全である保証ができません。
- ・暴力団員・またはその関係者はお申し込みできません

2 お申し込み

- ・必要事項を「申込用紙」にご記入
- ・銘板がある場合、刻字内容を打ち合わせ
- ・永代使用冥加金のご進納、銘板代金のお支払い

- 持ち物
- ・印鑑（シャチハタ不可）
 - ・永代使用冥加金（現金かお振込）
 - ・埋葬許可書（なければ本人確認ができる免許証・保険証など）
 - ・お骨（すぐに納骨しない場合は不要）

お振込先 紀陽銀行 本店営業部（店番200）普通 2206347
宗教法人善稱寺（シュウ・ゼンショウジ）

3 納骨 詳しくはP5をご覧ください

- ・納骨後にご連絡いたします。お立会いいただく事はできません。
- ・納骨をご縁にした合同納骨法要がございます。自由参加です。

4 銘板完成 お申し込みから約1ヶ月後

- ・設置後に寺よりご連絡



よくあるご質問



永代供養はしてもらえますか？

浄土真宗には、故人を永代供養するという考え方がありませんので、善称寺の合同墓は永代供養墓ではありません。しかし、「子どもに負担をかけたくない」「お墓の後継者がいない」などお墓にまつわる問題を、独自の仕組みである「四つの法要」で解決しているお墓です。故人をご縁として「四つの法要」を永代に渡って行い、先に亡くなった方々への追慕の念を忘れることはありません。

※「四つの法要」について詳しくは2ページをご覧ください。

他に費用はありませんか？

お申し込み後の管理費や年会費、ご寄付の強制などはありません。パンフレットに記載してある費用以外にはありません。※個別法要を依頼された場合を除く

宗派がちがっても申し込めますか？

過去の宗教、宗派は問いません。ただし読経や儀式の形態は浄土真宗本願寺派の作法で行われますので、それを尊重していただける方が対象となります。

現在、他の寺の檀家なのですが。

その場合はお墓の申込みや、お葬式、法要をお受けできません。詳しく事情を聞かせていただければ、お力になれることもあるかもしれませんので、一度ご相談ください。他寺にお墓がある場合なども同じです。

別の墓地にあるお墓を善称寺に移すことはできますか？

できます。しかし下記の制限があります。

- ・「南無大師遍照金剛」や「南無妙法蓮華経」、他宗派戒名などの刻字がある場合は不可
- ・墓石の大きさは、幅 50cm 奥行き 70cm 程度まで
- ・施工は善称寺指定の石材店で

ペットも一緒に納骨できますか？

境内にペットのお墓がごございます。詳しくは別紙パンフレットをご覧ください。

合同法要に参加しなくてもいいですか？

合同法要の日時は約1ヶ月前に申込者に郵送でお知らせしますが、自由参加ですのでご都合が合わなければ参加されなくても結構です。その場合でもお知らせした日時に法要が勤められます。法要はYouTubeで配信しておりますので、パソコンやスマホを利用してご自宅から法要に参加していただくこともできます。

お骨が無いのですが。

お墓じまいの際お骨が土に還っていた、遠方にあるお墓に納骨されている方の供養をお願いしたい、など事情により対応が異なりますので、一度詳しくご相談ください。

お葬式も依頼できますか？

お引き受けします。その場合は浄土真宗本願寺派の典礼に則ったお式になりますことをご了承ください。善称寺でもできますし、他の葬儀会館に伺うこともできます。

お仏壇を購入しなくてもいいですか？

お仏壇の購入を強制することはありませんが、最後に棺（ひつぎ）に入れることのできる小さなお仏壇もありますので、ご興味のあるかたはおたずねください。

お仏壇の処分を考えています。

せんぶつ遷仏法要をいたします。ご本尊（仏壇中央の仏像や掛け軸）を善称寺に持参していただくか、ご自宅に伺ってお勤めいたします。遷仏法要後はお仏壇を地域のルールに則って自分で処分するか、大きくて困難な場合は業者に依頼し処分してください。処分業者は善称寺でもご紹介いたします。

お骨を預かってもらえますか？

納骨日までの間など、お墓に申込済みの方に限りお預かりいたします。2ヶ月までは1万円、1年までは3万円のお布施をお願いしております。



墓地管理規程

第1条 目的

本規程は、宗教法人善稱寺（以下「当寺」という）が設置し、運営する墓地における埋蔵及び管理に關し必要な事項を定め、その埋蔵及び管理が適切に行われることを目的とします。

第2条 管理者

当寺の墓地は、宗教法人善稱寺の代表役員である住職が管理します。

第3条 住職の権限

住職は、本規程に従って墓地を管理しなければなりません。

第4条 申し込み

墓地の使用を申し込みの方は、本規程を承諾し、申込用紙に所定の事項を記入し、当寺がさだめる永代使用冥加金をお納めください。

2. 当寺の発行する申込用紙は、申込者本人のみ有効で、譲渡、転貸することはできません。

3. 申込用紙に記入した内容に変更が生じた場合、申込者は速やかにその旨を当寺まで届け出てください。

第5条 使用期限

ゆずり葉の碑 灯（あかし）並びにゆずり葉の碑 絆（きずな）の墓石使用期限は納骨後 32 年です。32 年が経過し更新のお申し出がなければ、墓石内の遺骨は、納骨室に合葬します。

第6条 使用の更新

申込者は希望により、使用期限を更新することができます。その場合は、使用期限1ヶ月前までに当寺に報告し、当寺が定める追加使用料をお納めください。（1年更新毎に1万円）

第7条 遺骨の返還

ゆずり葉の碑の納骨室に合葬された遺骨は、いかなる事由があっても返還されません。灯（あかし）、絆（きずな）、遥（はるか）、結（むすび）の墓石内に安置されている遺骨は正当な理由がある場合は返還に応じます。

第8条 使用権の返還

墓地を返還するときは、申込用紙を添えて当寺に届け出なければなりません。その後の処置は第12条2項・3項によります。
2. 前項の場合、いかなる事由があっても、永代使用料及び諸費は返還されません。

第9条 使用の継承

申込者が死亡した場合、または生前にその地位を親族又はそれ以外の者に継承せしめる必要が生じたときは、その旨を当寺にお知らせください。ただし第6条に定める使用の更新をする場合を除き、契約期間を超えての使用の継承は認められません。

第10条 使用者の義務

使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用しなければなりません。

- ①焼骨を埋蔵しようとするときは、当寺の許可が必要です。あらかじめ当寺に対し、法令に基づく火葬許可証、改葬許可証等を提出してください。
- ②使用者は、当寺の指定した場所を使用し、その場所に自己の費用にて、当寺が定めた墓石を設置し、その保全にあたるものとします。
- ③墓石の設置、及びその変更、移転については、事前に当寺の承認を受けなければなりません。
- ④墓地に焼骨以外のものを安置しようとするときは、当寺の許可が必要です。

第11条 契約の解除

申込者が次の各号のひとつに該当するときは、当寺はその使用契約を解除することができます。その場合、永代使用冥加金及び諸費は返還されません。

- ①当寺の典礼、法要、儀式及び慣行を無視、または妨げたとき。
- ②境内建物内若しくは、境内地または施設内で、当寺に許可なく、他寺の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
- ③使用権を第三者に譲渡、または転貸したとき。
- ④当寺に許可なく、改葬等を行い、遺骨を移動させたとき。

- ⑤契約期間が満了したとき。
- ⑥本規程に著しく反したとき。
- ⑦故人が他寺の檀家であることを当寺に告知しなかったとき。
- ⑧本規定に著しく反したとき。

2. 申込者が次の各号のひとつに該当するときは、当寺は、相当の期間内に履行または改善若しくは除去を指示することができます。申込者が当寺の指示に従わないときは、当寺はその使用契約を解除することができます。その場合、永代使用料及び諸費は返還されません。

- ①墓地を納骨以外の目的に使用するとき。
- ②土葬するとき。
- ③禽獣を埋蔵するとき。
- ④墓石、その他の工作物が倒壊、破損その他修繕を要する状態にあるとき。

第12条 管理権に基づく措置

当寺が墓地について、整備その他の必要のため、申込者に対して改葬を求めたときは、申込者はこれを拒否できません。

2. 本規程第11条により契約が解除されたときは、申込者は直ちに、墓石その他の工作物を撤去する等現状に復して、当寺に返還しなければなりません。
3. 使用契約を解除された後2年以内に、申込者が前項の手続きを完了しないときは、当寺はその改葬の手続きをすることができます。

第13条 反社会的勢力等の排除

申込者は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）。
 - ②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与していると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者。
- 2 申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ②脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用い相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- ③犯罪に該当する罪に該当する行為。
- ④その他前各号に準ずる行為。

3 当寺は、申込者が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できます。

同条に基づく本契約の解除により違反当事者に損害が生じた場合にも、当寺は何ら責任を負いません。

4 同条に基づき本契約が解除された場合は、遺骨は申込者に返還されません。その際申込者は遺骨の返還を拒否できません。

第14条 規程の改廃

本規程の改廃は、住職が行います。

第15条

天変地異、樹木の倒壊等その他の不可抗力による墓石の損害は、全て申込者の負担とします。

2. 第三者の故意・過失による損害について、当寺や住職はその責任を負いません。

付則

1. 本規程は平成26年3月15日より施行します。
2. 本規定は一部を改訂し平成28年7月28日施行します。
3. 本規定は一部を改訂し令和7年2月23日より施行します。（第13条）
4. 本規定は一部を改訂し令和7年4月5日より施行します。（第11条）



善称寺について

善称寺は永正15年（1518年）に創建されました。開基は左近太夫義兼（法名釋了道）と記録されており、現住職は23代目です。戦前は北桶屋町に位置していましたが、和歌山大空襲で全焼し、昭和23年に和歌山県の区画整理事業により現在の場所に換地されました。

宗派 浄土真宗本願寺派

本山 龍谷山 本願寺（西本願寺）

宗祖 親鸞聖人（1173－1262）

本尊 阿弥陀如来（南無阿弥陀仏）

經典 仏説無量寿経・仏説観無量寿経・仏説阿弥陀経など

教義 阿弥陀如来の本願力によって信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩み、この世の縁の尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還って人々を教化する。

